

相談センターニュース

こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された
滞納家賃を支払ってほしい
敷金を返してくれない
大家が賃料を受取ってくれない
裁判所から訴状が届いた
借金の保証人を頼まれた
英会話学校との契約を止めたい
高額なサイト利用料を請求されている
未公開株を買わされた
購入した車が事故車だった
車の修理代を請求したい
お金を確実に返してもらえ
るか心配だ
マンション管理費を支払って
もらえない
隣の地主と境界について争
いがある
隣の犬に噛まれた
相続人のひとりが行方不明
である
遺言を書きたい
遺留分請求とはどういう請
求？
畑の名義がひいお爺さんの
ままだ
離婚した夫の厚生年金を半
分もらえると聞いたことが
あるが
元夫に財産分与の請求をし
たい
会社をつくりたい
会社の役員を変更したい
売掛金を回収したい
子供に会社の事業を譲りたい

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください！
司法書士を紹介しています

Q 死亡した父と同居していた兄から「遺産は何もない」と言われま したが、調査する方法はありますか？

遺産の種類によって調査方法も異なりますが、遺産の全容を把握しているお兄様の協力が得られない場合、全容の把握は困難と言わざるを得ません。とはいえ、次のような方法によりある程度は調査できると思われるので、実行してみてもいいかでしょう。

不動産については、まず、市区町村の固定資産税を取り扱う部署（税務課など）でお父様が所有していた不動産の「名寄帳」を取得しましょう。この際には、相続関係を証明するため、あなたの戸籍謄本をあらかじめ準

備しておくといえます。

次に、法務局で名寄帳に表示された不動産の登記事項証明書を取得します。これにより、不動産の所有者の推移や抵当権などの担保の状況などが判明します。お父様に負債がある場合、借入先の金融機関が判明するかも

しれません。不動産を所有していたはずなのに名寄帳が発行されない場合、生前に別の方に名義変更されている可能性もあります。その場合も登記事項証明書を取得すれば、名義変更の経緯が分かります。

預貯金についてはすべ

てを一元的に調査する方法はありませんので、お父様が取引をしていたと思われる金融機関の店舗で、残高証明書の発行を請求してみましょう。この場合も、あなたが相続人であることの証明として、戸籍謄本の提出を求められます。

預貯金の存在が分かっていたら、その口座の2年分程度の取引明細書の発行を請求してみましょう。口座の履歴から入出金の経緯が分かりますから、場合によっては生命保険料の支払いや、用途不明の多額の出金を発見できることもあります。

Q 私たち夫婦には子どもがいませんが、遺言を遺すべきでしょうか？

お子さんがいないご夫婦の場合、次の理由により、遺言を遺しておかれることをお勧めします。

ご主人が先に死亡した場合で検討してみましよう。ご自宅や預金、車両や家財道具などといったご主人の遺産は、奥様にとって、ご主人との共同生活を支えてきた思い出の品であり、今後も奥様ご自身の生活を支えていく大切なものです。

ところで、お子さんがいないので、奥様以外のご主人の相続人はご主人の両親となりますが、通常はすでにお亡くなりになっていることでし

うから、第2順位であるご主人のご兄弟に相続権が発生します。仮にすでに亡くなっている方がいる場合には、甥御さん姪御さんにも相続権が発生します。

つまり奥様は、ご自身と血縁関係がなく、また日頃のお付き合いもさほど多くなかった親族との間で遺産分割協議をしなければならず、奥様にとっては多大な苦勞が予測できます。

しかし「遺産はすべて妻に相続させる」というご主人の遺言が遺されていれば、奥様は他の相続人と遺産分割協議をする

必要もなく、遺言によって遺産の名義をご自身に変えられるのです。

なお、ご兄弟や甥御さん姪御さんには遺留分がありません。このため、遺言によってすべての遺産を相続された奥様は、他の相続人から遺産の分配を請求されることもありませんので、この点でも遺言を遺しておく必要性はとても高いのです。

以上のとおり、お子さんがいないご夫婦の場合には、ご自身の遺産を配偶者にすべて相続させる内容の遺言を、お互いに遺しておかれることをお勧めいたします。

相談センターから のお知らせ！！

★ 相談センターニュー スが本になりました！

相談センターニュースは、平成23年度から発行を始めた。

4年間の発行を通じて心がけてきたことは、多岐にわたりがつ難解なイメージのある司法書士業務を、できるだけイメージしやすいようにお伝えすることです。

多くの記事をご紹介してきた相談センターニュースの中から、今般、「相続」「遺言」「成年後見」の三つの分野に関する記事を拾い出し、新たに書き下ろした分も加えて書籍化することとなりました。

タイトルは・・・

「はい、静岡県司法書士会 です！ ～ 相続の困りご と、お答えします」

相続手続きのプロである私たち司法書士が **88** の疑問にお答えします。

静岡新聞社の協力の下、2月17日に発刊され、県内の書店にも並んでいます。ぜひお買い求めいただくとともに、県民の皆さまにもご紹介をお願いしたいと思います！

お問合せは
県司法書士会まで！！

054-289-3700

Q

兄が父の成年後見人に就任していますが、父の財産を私的に流用している疑いがあります・・・

家庭裁判所から成年後見人に選任された場合、ご自身の財産と成年被後見人の財産とを明確に峻別して管理すべき義務が生じるのですが、残念ながら、ご質問のような事案が現実には発生していることも事実です。

横浜市では、入院中の成年被後見人である父の財産約1930万円を着服したとして、成年後見人である長男が業務上横領により逮捕されましたが、類似の事案はほかにも多数みられます。

このような事件が発覚すると、家庭裁判所は成

年後見人を解任し別の者を選任します(多くの場合は専門職)。新たに選任された成年後見人は、前任者に損害賠償を求めるだけでなく、刑事罰を問うために告発することも珍しくありません。

なお、親族間の窃盗や横領の場合には刑の減免規定がありますが、成年後見人に就任している場合にはこの規定は適用されないとする裁判例(最高裁平成24・10・9決定)もあり、成年後見人の責任は重く考えられています。

最高裁判所の発表によると、成年後見人等の着服

による被害件数は平成24年の1年間で575件であり、その被害総額は45億7千万円にも上るそうです。家庭裁判所はこのような事件の発生防止のため、成年後見監督人の選任、専門職後見人との複数後見、後見制度支援信託の活用などを進めております。

仮に親族の財産であっても、成年後見人として公的立場に基づく管理をしなければなりません。私的流用が犯罪に当たることを自覚し、責任ある対応をしなければならぬのです。

返済に困ったらまず司法書士に相談！

少額な金銭トラブルのご相談をお受けします！！

「司法書士総合相談センターしずおか」では、少額な金銭トラブルのご相談にも対応しています。

アパートの賃料、知人への貸金、賃金、奨学金、損害賠償、売掛金、ヤミ金からの借入れ などなど・・・ どんな内容にも丁寧にお答えいたします！！

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】 月曜日～金曜日 14時～17時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は成年後見制度に関する専門の相談員を配備しておりますので、ご活用ください！

【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館	月曜日～金曜日	14時～17時
〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター	毎週木曜日	14時～17時
〈三島会場〉三島商工会議所	毎週火曜日	14時～17時
〈下田会場〉下田商工会議所	毎月第3金曜日	13時～16時
〈細江会場〉浜松市北区役所	毎月第1水曜日	13時～16時
〈天竜会場〉浜松市天竜区役所	毎月第1水曜日	13時～16時

※ 各会場とも予約制となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

ご相談は無料です！

相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続きや株式の管理 / 成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 …

法律問題でお困りの方、**司法書士総合相談センターしずおか** をご活用ください！！